

建設業許可の手引 令和4年3月改訂の主な内容

令和4年3月
秋田県建設部建設政策課

1 営業所専任技術者等のテレワークについて

令和3年12月の「建設業許可事務ガイドラインについて」の改正により、経營業務の管理責任者、営業所専任技術者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人に求められている「常勤」については、テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合も含むこととされたことを踏まえ、その取扱いについて追記しました。

《テレワークの要件》

- ① ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行できること（メールを送受信・確認できること、契約書・設計図書の書面が確認できること等）
- ② 所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境であること（電話が常時つながること等）
- ③ 営業所専任技術者にあつては、住所及びテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所に常識上通勤可能な距離にあること

営業所専任技術者等がテレワークを実施するに当たり、事前の申告等は必要ありませんが、常勤性・専任性を確認するため、建設業法第31条の規定による立入検査等を行う場合があります。

2 有資格コード一覧について

「工事担任者」（電気通信工事業）、「登録発破・破砕基幹技能者」及び「登録ウレタン断熱基幹技能者」の資格を追加しました。

3 許可更新時における営業所（主たる営業所を含む）の確認資料について

令和4年3月から、営業所が適切に稼働していることを確認するために、営業所（主たる営業所を含む）の確認資料を更新時にも提出していただくこととしました。

お問い合わせ先／建設業許可に係る申請・届出窓口

《秋田県知事許可業者》各地域振興局総務企画部

鹿角地域振興局	TEL 0186-22-0456	由利地域振興局	TEL 0184-23-4153
北秋田地域振興局	TEL 0186-62-1252	仙北地域振興局	TEL 0187-63-3204
山本地域振興局	TEL 0185-52-6830	平鹿地域振興局	TEL 0182-32-1164
秋田地域振興局	TEL 018-860-3444	雄勝地域振興局	TEL 0183-73-8194

《国土交通大臣許可業者》

東北地方整備局建設部建設産業課 TEL 022-225-2171 (代)

《全般的なお問い合わせ》

秋田県建設部建設政策課 TEL 018-860-2425